専門実践教育訓練明示書(様式例)

講座の名称	講 座 の 名 称 GCDFーJapanキャリアカウンセラートレーニングプログラム									
実 施 方 法	① 通学 (昼間 ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スケーリング(回数 12 回)						12 回)			
指定講座番号(15桁)	1310167				1720011		_ 7			
講座の創設年月日		寸金	過去				l l	1		
	対象講座の指定期間		年の座実		入講者数(574人)	修了者数	(565人)		
2016年 4月 1日	2026年 9月 30日	まで		不 其	7 tin 1 32 (o, 1,,	19 1 11 30	(000)()		
訓練期間	3ヶ月				総訓練	時間		150時間		
1. 教育訓練目標	3771				אלוי ויגן טיוי	-3 IH3		1001-1111		
. N H III IN II IN			■ #7614 F 次 to な 1514 F 次 to /							
				■ 業務独占資格・名称独占資格 (キャリアコンサルタント)						
			□職業実践専門課程 ()							
			□ キャリア形成促進プログラム()							
			□ 専門職大学院 ()							
			□ 職業実践力育成プログラム ()							
①取得目標とする資格の	名称、目標レベル		□ 情報通信技術関係資格 ()							
					ア産業革命スキル習	•		,		
						•				
					大学、専門職短期大学、専			.)		
					通じて取得を目			;		
			(米国CCE, Inc.認定)GCDF-Japanキャリアカウンセラー資格							
			画	届少	(CODE- 1 +	マカウン・ナニー・	次枚什杜中士	当刊注制计工		
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称		厚生労働省(GCDF-Japanキャリアカウンセラー資格は特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会)							
					トレーニングプログラ.			:厚生労働省		
③当該資格等を取得する	ための要件または受験	資			コンサルタント試験 st Japanキャリアカウン					
格等			サルタント試験 学科・実技合格もしくは特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会CCA実力診断プログラム(ベーシック)、学科、実技合格 及び 資格申請)							
 ④当該技能·知識の習得	が必須又は有利となる	職			﴿、大手人材サービス					
種・職務及び習得された技	技能・知識が活用されて	おい	ヤヤリアカリンセラー、ヤヤリア系研修講師として、 税職・転職や能力開発相談							
る業界と活用状況				及び将来設計のサポート役として活躍						
2. 教育訓練の内容	?									
教 科	(カリキュラム)				時間	仿	恵用 教 材	名		
1.キャリアコンサルティング					2.時間	オリシ゛ナルテキスト、アクティヒ゛ティシート				
2.キャリアコンサルティング	グを行うために必要な知	1識		35時間 PI職業興味検査、OS			SIストレス検 い゙゠+っし セサ			
3.キャリアコンサルティングを行うために必要な技能				を						
4.キャリアコンサルタントの	の倫理と行動		27時間 他副読本等参考書籍、 10時間 等							
5.その他のキャリアコンサ	ルティングに関する科	<u> </u>								
					計150時間					
※「12日間」の通学又はス	ナンライン講習 <通学	時間持	带 9:3	10~1	8:30> 96時間					
ホームワーク(WEB学習	7中心) 54時間									
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)										
①受講するに当たって必要な実務経験等				なし						
②巫蓮老が巫護に皇仰阳右にてむくぶさ姿物。										
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準			なし							
(3)テ())切り				ての京	尤業経験3年以上	あれば尚可	(業種・職種	ૄ•雇用形		
態不問)										

〔特記事項〕

専門実践教育訓練明示書(様式例)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1)資格取得状況 ① 前年度の修了者数 565 人 574 人 ② ①に係る教育訓練の入講者数 ③ ②のうち目標資格の受験者数 人 受験率(3/2) 557 97% ④ ③のうち合格者数 490 合格率(4)/3) 88% 人 % ⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1 46 人 508 97% ⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2 人 就職·在職率(⑤+⑥/②) %

- ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。
 - この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。
- ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。
- ※3 「受験率」「合格率」8就職・在職率」は現状報告アンケート(2023年4月~2024年3月)により把握(回答者147名)

(2)受講修了者による	講座の評価等
-------------	--------

(2)受講修了者による	神屋の評価等					
① 回答者総数		147	人			
② 受講開始時の就 業状況等	1 正社員	112	人	②A:就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	16	人			
	3 その他の就業(自営業等)	5	人	133人		
	4 非就業	14	人	②B:非就業者計		
③ 受講開始前と現 在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	115	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ		
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(17	人	以下)		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人	132人		
	1 正社員	115	人			
④ 受講後の就業形	2 非正社員、派遣社員	21	人	少八.		
態	3 その他の就業(自営業等)	8	人	144人		
	4 非就業者	3	人	④B:非就業者計		
	1 3割以上増加した	5	人]		
	2 1割以上3割未満増加した	12	人			
_	3 1割未満増加した	15	人	⑤の回答数合計		
⑤ 受講後の賃金変 化	4 変わらない	94	人	※④Aと同数(又はそ れ以下)		
-	5 1割未満減少した	1	人			
	6 1割以上3割未満減少した	3	人			
	7 3割以上減少した	9	人	139人		
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	16	人			
⑥ 講座の受講の効 果	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	22	人			
	3 社内外の評価が高まる	69	人	6の回答数合計		
	4 早期に転職・再就職できる	6	人			
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	21	人			
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	8	人			
	7 趣味・教養に役立つ	72	人			
	8 その他の効果	47	人			
	9 特に効果はない	15	人	276人		
⑦ 受講開始時に就 業していなかった受 講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	5	人	⑦の回答数合計		
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	2	人	②の回告数告計 ※②Bと同数(又はそ ・ れ以下)		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	3	人			
	4 就職していない	4	人	14人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	65	人	j <u> </u>		
	2 おおむね満足	65	人	®の回答数合計 ※①と同数(又はそれ 以下)		
	3 どちらとも言えない	8	人			
	4 やや不満	7	人			
	5 大いに不満	2	人	147人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善者の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及ひ測定の方法並びに	そのレヘルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度 の把握・測定方法	スクーリング時に講師がチェック
(通信制講座の場合)	【対面集合形式】東京(新橋/キャリアカウンセリング協会セミナールーム他)

スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

【対面集合形式】東京(新橋/キャリアカウンセリング協会セミナールーム他): 毎年18回程度実施、大阪:年1~2回実施。約3カ月(12回) 【オンライン形式】毎年20回程度実施。約3カ月(12回)

専門実践教育訓練明示書(様式例)

6. 受講効果の把握な	方法							
準)			①集合研修で第12回含む10回以上出席 ②通学において実施する2回の理解度確認テストにおいて、70%以上正解すること ③WEB教材においてWEB上で実施する理解度確認テストにおいて、70%以上正解すること ④第12回目に実施する総合確認テストにおいて70%以上正解すること⑤技能については「技能に関する習得度評価表」による2回の評価及び総合まとめロールプレイによる担保部による評価において習得度6割以上を達成していること⑥全て満たした場合、第12回講義終了時に修了証が発行されます。					
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識 のレベル到達度把握・測定方法			スクーリング時に各講師がチェック					
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)			①集合研修で第12回含む10回以上出席 ②通学において実施する2回の理解度確認テストにおいて、70%以上正解すること ③WEB教材においてWEB上で実施する理解度確認テストにおいて、70%以上正解すること ④第12回目に実施する総合確認テストにおいて70%以上正解すること⑤技能については「技能に関する習得度評価表」による2回の評価及び総合まとめロールプレイによる技任講師による評価において習得度6割以上を達成していること⑥全て満たした場合、第12回講義終了時に修了証が発行されます。					
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識 のレベル到達度把握・測定方法				スクーリング・時に各講師がチェック				
7. 受講中又は修了行	後における	受講者に対する指導及び	び助言	並びに支援の)方法			
(1)受講中の者に対す な助言・指導の方法	⁻ る習得度・	理解度に関する具体的					得度確認評価に を解答、助言、指導	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)								
8. その他の事項								
	指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名)			
住所及び連絡先 〒105-0004			4 東京都港区新橋1-16-4 TEL 03-3591-3569					
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 特定非営利活動			法人	キャリアカウン・	セリング協:	会 (施設	· :長名:平野裕之	
住所及び連糸	絡 先	〒105-000-	4 東京	京都港区新橋	1-16-4	TEL	03-3591-	-3569
苦情受付者 氏名	3 吉田美伯	・ 七子 所属 学びサービスグノ	レープ	事務担当都	者 氏名	井上佐織	所属 学びサー	ービスグループ
連絡先	TEL	03-3591-3569		連絡先	TE	L	03-3591-3569)
専門実践教育訓練経費	1. 専門	男実践教育訓練給付金の	対象	となる経費((1) + (2)		396,000	Ħ
支払い方法 ① 一括払	(※割	料 (税込額) 引・還元措置を実施した の差引き後の税込額と						Ħ
一括 払							396,000	Ħ
② 分 割 払						1期		Ħ
③両方可能	(※害	料(税込額)			第	2期 3期 4期		H H H
	7	の差引き後の税込額と	するこ	(کی)		· 郑 5期		H H
						6期		۳J
	2. 専門	 実践教育訓練給付金の	(公会)	めレかる奴弗		. 必須教材費		円)
		美践教育訓練福刊並の 任意の教材費(税込額)		ハによる柱其	(U T (2)	1 W T (4)		
	2	実習等に伴う交通費・宿		(税込額)				H.
	3	施設維持費(税込額)						円
	4	その他(法人への寄付金	金、PC	の損害保険料	斗、情報誌付	せ) (税込額)		円
	3. 総額	〔(1+2)(稅込額)				396,00	0	円

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び 受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、 クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他の利益 を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差 し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。